

われわれは実力を「現協」をかちとて用うる



82.12.2
No. 1209

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五〇六・(公衆)〇〇七〇七

**労働者の血と汗の財産」「現協」を売り渡した
動労本部革マル弾劾！**

〔三〕またしても、鉄労と一体となつて「現協改悪」に率先協力！

改訂案について、タイムリミットである十一月三十日、第九回目の交渉を行い、「現協改悪」の邪悪な意図とその反動性について当局を厳しく追及した。しかし、当局がかたくなな姿勢に終始したため交渉は決裂し、十二月一日以降、無協約状態に突入した。
我々はこのことにより発生する混乱の一切の責任は、現場生産点での話し合いを拒否した当局にあることを明らかにするとともに、自らの生活と権利を守るために、現場交渉を実力で獲得する無協定下の闘いを開いていく決意である。

「今後は業務命令を発し従わせる」とうそぶく当局

われわれは「日刊動労千葉」№一七七号（八二・十・二三）でも明らかにしたように、七月十九日の一方的な提案以降、精力的に団体交渉を積み重ね当局を追及してきた。とりわけ「労働条件の突發的変更」「異常時ににおける取扱い」等「改訂案」の矛盾・欠陥について指摘してきたが、締結切れを翌日にひかえた十一月三十日に至り、提案内容を一字たりとも変えようとしない当局の労働組合無視の姿勢に怒りをぶつけるとともに、無協約状態になつた場合の見解を当局に求めた。

これに対し当局は、「無協約状態においては現場での一切の話し合いはしない。規程に基づき業務命令を発し、現場長の指示に従がわせる」という超反動性を団体交渉の場において明らかにした。これ程職場実態を無視した、無謀な回答があるだろうか。「現協」を廃止し、「業務命令」で現場の業務が円滑に行われるを考えている現場長がいるだろうか。

臨調の「協約見直し」答申に従い
職場支配の転換を狙つた当局の攻撃

われわれは、過去八回に及ぶ団体交渉において「改訂案」の欠陥を明らかにしてきた。さらに現場交渉の必要性・当然性を現実に発生している現場の問題の具体例を上げて追及するとともに、一九六七年十二月の「公労委勧告」にもとづいて運用されてきた「現協」の趣旨を否認する当局に対し弾劾を行つてきた。

しかるに当局はわれわれのこれらの疑義に対し、何らともに答えようとしないばかりか、極めて

不誠実な態度をとり、いたずらに時間をかせぐことによって「十一月三十日以降再締結はしない」という当初の狙いに基づき、彼らの意図する「現場協議」の廢止、職場生産点での力関係の逆転を実現しようとしてきたのである。

権利剥奪を許さず、
現場交渉をかちとろう

われわれの基本的認識は「団体交渉権」は労働の存在する「現場」にある以上、すべての問題は現場で発生するのであり、そこには必然的に団体交渉が必要となるのである。当局が「現場交渉」を拒否するならば、われわれは獲得してきた権利を守り、労働条件の維持・改善のために実力で現場交渉権をかちとる決意である。

動労「本部」革マルの裏切りを
許さず職場から叩き出せ

「貨物安定宣言」以降、「働く運動」を路線化し、当局の先兵の道をひた走りに走る動労「本部」革マルは、「ブル・トレ」「乗車証見直し」にひきつづき、「五七・一一」ダイ改においても臨調・自民党・国鉄当局の武装親衛隊としての姿を全面開花させた。そして今「現協改悪」においても、当局の提案通り、鉄労と一体となつて、完全に骨ぬき・変質させられた「現協ならざる現協」協約を締結し、当局を免罪したことは、徹底的に弾劾されるべき裏切り行為である。

今こそ全国鉄労働者の総決起によつて、動労「本部」革マルを一掃し、職場団交を実力でかちとり、国鉄労働運動解体攻撃に反撃して闘おう！